

令和7年度

郡山市認可保育施設に勤務する保育士等に係る保育料補助について

令和5年度から、郡山市では市内の認可保育施設で勤務する保育士又は保育教諭(以下「保育士等」という。)の慢性的な不足を解消するため、保育士等の子どもに係る保育料の半額を軽減又は補助してきました。

令和7年度からは、対象となる保育士等を新規採用者のみとし、補助金として支給します。(下記の経過措置あり) 保育料の補助を希望する場合は、必要書類を作成の上、ご提出ください。

1 保育料補助の対象者

次のすべてに該当する方が対象となります。

なお、令和7年度より対象者の条件が変更となります。

これまで(～令和6年度)	令和7年度
<p>(1)市内の認可保育施設(公立を含む)に勤務する保育士等であって、専ら保育業務に従事している。 ※市外在住でも対象となります。</p>	<p>(1)令和7年4月1日以降市内の認可保育施設に新規採用で勤務する保育士等 ※市外在住でも対象となります。 ※経過措置として、令和5年4月1日以降新規採用で勤務している保育士等であり、勤務開始の時点から本補助金又は同保育料軽減の申請者対象者であった方も対象とします。(令和5年3月31日以前の採用者や令和6年度までこの補助金の対象ではなかった方は対象外となりますのでご注意ください。) 例1) 令和6年4月1日新規採用。採用時子ども(1歳)を養育。 →補助対象 例2) 令和5年4月1日新規採用。令和6年に出産し、令和7年現在子ども(0歳)を養育。 →補助対象外</p>
<p>(2)1日当たり6時間以上かつ1月当たり20日以上の勤務が定められている。</p>	<p>(2)専ら保育業務に従事する方。</p>
<p>(3)助成を受けようとする年度の4月1日において、3歳未満の子ども(同一世帯の者に限る。)を養育している。</p>	<p>(3)1日当たり6時間以上かつ1月当たり20日以上の勤務が定められている方。</p>
<p>(4)上記3の子ども(以下「対象児童」という。)が、保育施設(居宅訪問型を除く。)に入所している。 ※保育施設は市内外、認可の有無は問いません。</p>	<p>(4)令和7年4月1日時点で3歳未満の子ども(同一世帯の者に限る。)を養育している方。</p>
<p>(5)本事業と同趣旨の補助金その他の支援を受けていない。 ※第一子や多子世帯の保育料軽減等、趣旨が違う支援とは併用できません。</p>	<p>(5)上記(4)の子ども(以下「対象児童」という。)が、保育施設(居宅訪問型を除く。)に入所している。 ※保育施設は市内外、認可の有無は問いません。</p>
	<p>(6)郡山市の正規職員ではない。(会計年度任用職員は補助対象)</p>
	<p>(7)本事業と同趣旨の補助金その他の支援を受けていない。 ※第一子や多子世帯の保育料軽減等、趣旨が違う支援とは併用できません。</p>

2 補助の対象となる保育料（以下「補助対象保育料」という。）について

- (1) 補助対象保育料は、上記1の補助対象者又は補助対象者と生計を一にする者が、対象児童が入所する施設に支払う保育料（延長保育料、教材費その他の実費徴収される費用は除く）とします。
- (2) 補助対象者が、連続して32日以上（以下「長期休暇」という。）を取得する場合、16日以上休暇している月の保育料は、助成の対象外となります。
例1）助成を受けていたが、2人目の出産を控え11月20日から産前の長期休暇を取得した。
→4月から11月分までの保育料が補助の対象
例2）補助対象者が、家族を介護するため7月1日から31日まで休暇を取得した。
→連続31日の休暇のため、7月分も助成の対象
- (3) 補助対象保育料に対し、本補助金と異なる趣旨の補助金、寄付金その他の収入がある場合は、当該収入に相当する額を補助対象保育料から除きます。

3 補助金の額

- (1) 月ごとの補助金の額（以下「補助月額」という。）は、当該月の補助対象保育料と7万円を比較して、少ないほうの金額に2分の1を乗じて得た額（この額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とします。
- (2) 補助金の額は、補助月額を合算して得た額となります。

4 補助金交付の流れ

- 4月1日付：補助金交付申請【書類提出は令和7年6月6日（金）まで】
※年度の途中から新たに採用された方も対象となります。その場合は、随時採用された日付で申請を受け付けます。
- 4月1日付：交付決定→通知
随 時：変更承認申請【申請内容に変更が生じた場合、必要に応じて提出する。】
→変更承認→通知)
- 3月31日付：実績報告→金額の確定→通知
5月下旬頃まで：補助金支給

5 提出する書類

補助金交付申請	1. 補助金等交付申請書（規則第4条関係） 2. 勤務兼保育サービス利用計画書（第1号様式） 3. 保育サービス利用計画書（対象児童2人目以降分）（第2号様式） ※対象児童が複数人いる場合のみ。 4. 雇用契約書の写し等交付対象者が市内の認可保育施設で採用された時期を確認できる書類 5. 対象の保育料の額が確認できる書類 ※契約書や通知書等の写し 6. 対象者と対象児童の住所及び生年月日が確認できる書類【市外に居住の場合のみ】 ※住民票やマイナンバーカード、保険証等の写し等
変更承認申請	1. 補助事業等内容変更等承認申請書（規則第9条関係） 2. 上記交付申請から変更となる部分に関する書類
実績報告	別途ご案内します。

※申請書は、持参か郵送により保育課にご提出ください。

※提出後の修正等を防ぐため、事前に下記事務担当宛にメールで送信いただければ、記載内容を確認いたします。

6 補助金の要綱・申請様式等

補助金の要綱・申請様式等は、市のウェブサイトに掲載していますので、ダウンロードしてご使用ください。

【郡山市ウェブサイト > 郡山市子育てサイト > 目的別 >

保育所・幼稚園・こども園 > 保育人材確保事業補助金等について】

URL(リンク)：<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/kosodate/7066.html>



《事務担当》〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

郡山市こども部保育課

保育士・保育所支援センター 遠藤(桜)・千坂

電話 024-924-3541

[メール hoiku-center@city.koriyama.lg.jp](mailto:hoiku-center@city.koriyama.lg.jp)